

							回 覧	

飲用水確保対策事業補助金のご案内



市では、上水道の給水区域外で水のごりや水量不足でお困りの世帯に対して、井戸等の整備費用に対し、一部補助を行なう制度があります。

【補助制度の概要】

盛岡市上水道の給水区域外にお住まいの方で、個人で整備した自家水（井戸水や湧水など）の水質や水量に問題があり、新たに給水設備の設置または既存設備の改修をしようとする場合、予算の範囲内でその工事等に要する経費の一部を補助するものです。

補助率は補助対象となる経費の8割以内で、上限額は住宅1戸につき240万円です。
（詳しくは裏面をご覧ください。）

※今年度内(2024年4月～2025年3月末)は、申請件数がすでに予算上限に達しています。このため、次年度(2025年4月)以降で補助金の交付を希望される方は、まずは環境企画課へご相談ください。

※補助金の申請には、一定の要件がございます。(詳しくは裏面「1 補助の対象者」をご確認ください。)このため、補助金交付申請前に必ず現地確認をさせていただきます。

【問い合わせ先】盛岡市環境部 環境企画課 環境保全係
〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎2階
TEL:019-613-8419 FAX:019-626-4153
E-mail:kankyou@city.morioka.iwate.jp

盛岡市飲用水確保対策事業補助金

1 補助の対象者

盛岡市内の上水道給水区域以外の区域にある住宅に居住し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する方です。

- ア 住宅に飲用水を供給することができる飲用井戸等又は供給施設が存在しない。
- イ 住宅に接続された供給施設（飲料水供給施設、農業集落飲雑用水供給施設等）の廃止が決定している。
- ウ 住宅で現在使用している飲用水について、補助金交付申請をする日前1年以内に受けた水質検査で、基準に適合しない事項があること。
- エ 補助金交付申請をする日前1年以内において、住宅に接続された飲用井戸等に係る給水栓からの吐水量の最大値が1秒当たり 283ミリリットル未満であること。

2 交付の条件

- (1) 申請年度に新たに工事や既存設備の改修等を行う方で、補助金の申請から請求（工事代金支払完了）までを、1年度内（4月～翌年3月）に完了できる方。
- (2) 過去に飲用井戸等の整備に関して補償又は補助金の交付を受けていない方。

3 補助対象となる経費

- (1) ボーリング工事（打抜き工事及び素掘り工事を含む。）に要する経費
- (2) 取水管の整備に要する経費
- (3) 揚水ポンプの設置に要する経費
- (4) 給水管（屋内配管及びこれに直結する給水用具を除く。）の整備に要する経費
- (5) 電気導線の整備に要する経費
- (6) 貯水タンクの設置に要する経費
- (7) 浄水設備の設置に要する経費（水質検査の結果で水質基準に適合しない項目があった場合に、それを改善するために設置する浄水設備に限る。）
- (8) 水質検査に要する経費

4 補助額

- ・ 補助率 補助対象となる工事費用の額の8割・・・A
- ・ 上限額 240万円（Aの額が240万円を超える場合は240万円を限度とする。）

5 補助の対象とならない工事等

- ・ 宅内の給水管、台所やお風呂のリフォーム等の工事。
- ・ 賃貸住宅や事務所・店舗、農業等事業に供するもの、一時的な居住用の別荘などに設置する給水設備。
- ・ 補助金交付申請日以降に住宅を新築する方や空き家への転居を予定している方が、これに伴って給水設備を設置する場合。



6 その他注意事項

- ・ 補助金の交付決定を受けた事業計画で、掘削井戸とした場合、掘削しても水が出なかった場合等は、事業計画を変更（取水方法を変更）した上で、最終的に飲用水を確保できる状態となった場合は、補助の対象となります。計画した事業を途中でやめた場合は、補助金の交付を受けることができませんので、御注意ください。
- ・ 整備予定地が埋蔵文化財の指定地域に該当する場合は、事前に「発掘届」の提出が必要となります。詳細は盛岡市遺跡の学び館（電話：019-635-6600）へご確認ください。